

令和3年1月14日

保護者様

丹波篠山市教育長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた対応について

保護者のみなさまにおかれましては、丹波篠山市の教育行政にご理解とご協力賜り厚くお礼を申し上げます。昨年度から続く、新型コロナウイルス感染症に関して、家庭での手洗いや検温等による感染拡大防止に取り組んでいただき感謝いたします。

さて、令和3年1月13日に政府より新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が兵庫県に発出されました。期間は令和3年1月14日から令和3年2月7日までとなっています。

1月12日に開催されました「兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」および1月13日に開催されました「丹波篠山市第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議」で決定された感染防止対策として、学校園におきましては下記の通りとなりました。

なにとぞ趣旨をご理解の上、感染拡大防止に向けてご協力をお願いいたします。

なお、今後、状況が変わる場合、学校園や市ホームページなどでお知らせします。

記

1 学校園の保育・教育活動について

十分な感染防止対策を実施した上で、保育・教育活動を行います。園児児童生徒の登校・登園前の検温、健康観察を引き続きお願いします。

2 預かり保育、児童クラブについて

十分な感染防止対策を実施した上で運営します。お迎えの際には、必ずマスクを着用いただき、施設内に入るときは手指消毒をお願いします。お子様を引き取った後は、速やかに帰宅をお願いします。

3 家庭における感染防止対策について

(1) 人との接触を避けるため、不要不急の外出をひかえ、家庭内においても、手洗い、うがい、咳エチケットなど感染防止に努めてください。特に20時以降の不要不急の外出は控えてください。

(2) 外出する場合は、マスク等の着用を心がけてください。

(3) 基本的な生活習慣を維持するとともに、免疫力を高めるため、バランスの良い食事を心がけ、十分な休養と睡眠を取るようしてください。

(4) 発熱等の症状が出た場合は、まず、かかりつけの病院へ電話した上で受診してください。

その受診結果は、必ず学校園にお知らせください。

4 新型コロナウイルス感染症陽性となった場合、または濃厚接触者となった場合について

- (1) お子さんが濃厚接触者に特定された場合、お子さんは感染者と最後に接触した日から原則14日間は、自宅での健康観察期間となるため、登園・登校はできません。
- (2) お子さんや同居の家族が、濃厚接触者（要検査者）もしくは陽性となった場合は、学校園へ連絡をしてください。または、学校園用の連絡システム(<https://eri.sasayama.jp/202012tbs3144/>)へ報告をお願いします。



5 その他

- (1) 園児児童生徒が感染者となった場合、保健所の指導により、学校園の全部または一部が休園・休校になる場合があります。その際、感染された方とご家族の人権尊重と個人情報保護のため、個人が特定されるような情報の公表は行いません。感染された方は身体的な症状によりつらい療養生活を経験している場合もあります。加えて感染したという事実が精神的な負担となります。感染された方が、差別や偏見、誹謗中傷等を受けることがないように十分ご理解いただき最大限の配慮をお願いいたします。
- (2) かかりつけ医がなく、受診する相談先に迷う場合は下記へご相談ください。

【子ども医療電話相談】 #8000

【丹波地域小児救急医療電話相談（時間外の急病受診相談）】

平日 17時30分～翌8時 0795-78-9290

土日祝祭日 8時～翌8時 0795-78-9290

【丹波地域発熱等受診・相談センター】

平日昼間：丹波健康福祉事務所 0795-73-3765（9時～17時30分）

夜間/休日：兵庫医科大学ささやま医療センター 079-552-7359（県指定発熱受診・相談センター専用）

【兵庫県新型コロナウイルス健康相談コールセンター】

電話番号：078-362-9980 ファックス：078-362-9874（24時間受付 土日祝含む）